

文京区レンタサイクル利用案内

<対象>

自転車の安全利用ができる中学生以上の個人、または、保護者が同伴する小学生以下の方で利用前点検にご協力いただける方 ※子ども用自転車の貸し出しはありません。

利用前点検：レンタサイクルの利用に当たり、ブレーキの利き具合、ハンドルの曲がりの有無、タイヤの空気圧その他の安全な利用ができる状態であることをご確認ください。レンタサイクルの損傷、備品の紛失及び整備不良を発見したときは、直ちに春日自転車駐車場の管理人に連絡するものとし、この場合において、利用者は、当該レンタサイクルを利用してはならないことといたします。

<車種>

電動アシストつき自転車 計 50 台

シティサイクル (26 インチタイヤ) 47 台

幼児 2 人同乗用自転車 (20 インチタイヤ) 3 台

<台数>

1 人につき 1 台

※お 1 人様ずつお申込みの手続きが必要です。第三者へ使用させることは出来ません。

<利用できる地域>

文京区、千代田区、新宿区、台東区、豊島区、北区、荒川区の区域内

<貸出し及び返却を行う時間 等>

午前 7 時から午後 8 時まで (1 回利用の場合の貸出しの最終受付時間は、午後 6 時まで)

	貸出しから返却までの連続した利用時間	料金
1 回利用	午前 7 時から同日の午後 8 時までの間	500 円
2 日利用	午前 7 時から翌日の午後 8 時までの間	1,000 円
3 日利用	午前 7 時から翌々日の午後 8 時までの間	1,500 円

※料金は受付時、前払いです。

※返却が午後 8 時を過ぎた場合は、1 日分の料金 (500 円) が加算されます。

<利用手続>

文京区レンタサイクル利用申込書 (別記様式) に運転免許証、健康保険証等の身分を証明する書類を添付してお申込みください。身分証明書はコピーをとらせていただきます。

ただし、過去の利用時に利用料の未納があった方、過去の利用時に返却しない等の違反があった方、飲酒をしている者又は飲酒をするおそれのある方、レンタサイクルを安全に利用できないおそれのある方については、ご利用いただけません。

<注意事項>

- ・春日自転車駐車場は 21 時までです。
- ・駐輪する際は、立ち寄り施設の駐輪場などを利用し、必ず施錠してください。
- ・自転車本体に、故障や不具合等が発生した場合は、春日自転車駐車場までご連絡いただき、管理人の指示に従ってください。電話：春日自転車駐車場 03 - 5802 - 2900
- ・受付時に飲酒されている方の利用はできません。また、レンタル中の飲酒は禁止です。※自転車も飲酒運転は道路交通法違反です。

特記事項

(返却)

- 1 利用者は、レンタサイクルの利用を終了又は中止したときは、直ちに春日自転車駐車場へ返却をしなければならない。
- 2 利用者は、利用中の事故、故障等により、レンタサイクルの利用が困難となったときは、直ちに春日自転車駐車場の管理人に連絡しなければならない。この場合において、当該レンタサイクルは、利用者自身が春日自転車駐車場へ返却するものとする。
- 3 前項の場合において、利用者自身がレンタサイクルを返却することが困難なため、区が回収を行ったときは、当該レンタサイクルの利用が困難となった原因に係る利用者の責任の有無にかかわらず、当該利用者が回収に要した費用の一部又は全部を負担するものとする。

(管理責任)

- 1 利用者は、善良な管理者の注意をもって、レンタサイクルを利用し、及び管理しなければならない。
- 2 前項に規定する管理責任は、レンタサイクルの貸出手続が完了したときから返却手続きが完了するまで生じるものとする。

(禁止行為)

- 1 自転車駐車場の施設又は設備、レンタサイクル等を損傷すること。
- 2 レンタサイクルを放置すること。
- 3 レンタサイクルを第三者に使用させること。
- 4 前3号に定める行為のほか、レンタサイクルの管理上支障があると認められる行為

(利用停止等の措置)

- 1 区長は、利用者が以下の表に規定する者に該当したときは、同表に規定する措置を採るものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められた場合は、この限りでない。

対象者	措置
自己の責めに帰すべき事由により、自転車駐車場の施設又は設備、レンタサイクル等について損傷の禁止行為を行った者	1 回目の損傷時に書面により警告を実施する。当該警告を実施した日から1年の間に再度損傷したときは、当該損傷の事実が判明した日から1月の利用停止とする。
利用開始日から4日以上9日以内の期間にレンタサイクルを返却した者	1 回目の行為については、書面により警告を実施する。再度当該行為を行ったときは、返却日の翌日から7日間の利用停止とする。
利用開始日から10日以上レンタサイクルを返却しなかった者	返却日以後の利用を認めないものとする。

(故障等に伴う費用負担等)

- 1 利用者は、レンタサイクルを毀損し、又は滅失したときは、直ちに春日自転車駐車場の管理人に連絡し、区の指示に従わなければならない。
- 2 前項の場合において、レンタサイクルの毀損又は滅失が利用者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、利用者は、当該レンタサイクルを現状に復するための費用を負担するものとする。

(放置に伴う費用負担等)

- 1 利用者は、レンタサイクルの利用期間中に、文京区自転車等の放置防止に関する条例（平成7年3月文京区条例第11号）その他の法令等の規定により、当該レンタサイクルを撤去又は移送されたときは、自己の責任により撤去等に係る手数料等を支払うとともに、当該レンタサイクルを引き取り、速やかに区へ返却しなければならない。
- 2 前項の場合において、同項に規定する返却までに要した期間については、第8条第2項の規定により延長による利用料を加算するものとする。

(盗難に伴う費用負担等)

- 1 利用者は、レンタサイクルを盗難されたときは、直ちに春日自転車駐車場の管理人に連絡しなければならない。
- 2 前項の場合において、レンタサイクルの盗難が無施錠に起因するものであるときは、同様の自転車を利用者の負担により購入の上、返却するものとする。
- 3 放置に伴う費用負担等の規定は、盗難されたレンタサイクルを撤去又は移送された場合について準用する。

(損害賠償責任)

- 1 利用者は、その責めに帰すべき事由により、自転車駐車場の施設又は設備、レンタサイクル等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。